

作成日 令和7年11月13日

重大な個人情報の漏えい等事案

1. 漏えい等事案の発生日及び発覚日

発生日：令和7年4月16日

発覚日：令和7年4月18日

2. 漏えい等事案に係る事実経過：

概要：

葬儀社から表に死亡者名が記載された遺族ごとに分けられた封筒10件の提出を受け、中に入っている書類をコピーし、控えを取った時に2名分の火葬許可証（裏面が火葬証明。以下同じ。）の取り違えがあったもの。

発覚の経緯・発覚後の事実経過（時系列）：

令和7年4月16日 2名分の火葬許可証を取り違えて発行

令和7年4月18日 葬儀社から火葬許可証の取り違えの連絡があり、その後、A氏の親族からの連絡もあり、漏えいが発覚。

3. 漏えい等した情報の内容

媒体：紙

内容：火葬許可証に記載のある申請者の住所氏名及び死亡者との続柄

4. 漏えい等した情報の対象人数

2人

5. 漏えい等事案の発生原因

漏えい等させた者：市職員

原因：取り違え発行

火葬許可証を発行するときに、封筒の表に記載の氏名で事務手続きを行い、封筒内の火葬許可証の氏名の確認を怠っていた。

6. 漏えい等事案の発生後の対応

- ・ 2025年4月22日 情報が漏えいした本人へ本件の内容を報告し、謝罪を行った。
- ・ 2025年4月25日 公表（記者会見）

7. 漏えい等事案の再発防止のための措置

実施済の措置：

- ・一通ごとに開封、コピー、封筒に戻す作業を行い、封筒の氏名と火葬許可証、領収書の氏名等が一致しているか確実な確認を行う。
- ・火葬許可証に記載の死亡者名と火葬許可証を受け取るご遺族が一致していることを確実にチェックできるよう、確認簿を導入し、受領者のサインと火葬時間の記入を徹底する。

今後実施予定の措置（長期的に講ずる措置を含む。）及び完了予定時期：

各封筒について、一つずつ順番に開封し、コピーを作成して封筒へ戻すという作業手順を徹底し、封筒に記載された氏名と火葬許可証の氏名が一致しているかを職員2名で確認する体制を整える。また、この確認作業を確実に実施するため、窓口混雑時には事務補助を増やすなど、適切かつ柔軟な対応を取ることとし、今後、必要に応じて業務手順を見直すなど、個人情報の適正な管理をより一層強化していくこととする。

8. 漏えい等事案に関する担当課

もみじ谷葬斎場